

新報 しんじゅく

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111 ホームページ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

今号の主な内容

- 2面 廃棄物処理手数料の改定
- 3面 夏目漱石生誕140年記念事業
- 8面 自転車等整理区画登録利用者募集

●● 税理士会の無料申告相談 ●●

日程	会場
2月1日(金) 4日(月)	落合第二地域センター (中落合4-17-13)
2月4日(月) 5日(火) 6日(水)	牛込算笥地域センター (算笥町15) 榎町地域センター (早稲田町85) ※3センター 共通 若松地域センター (若松町12-6)
2月5日(火) 6日(水)	大久保地域センター (大久保2-12-7)
2月7日(木) 8日(金) 12日(火)	新宿消費生活センター (高田馬場4-10-2)
2月13日(水) 14日(木) 15日(金)	落合第一地域センター (下落合4-6-7)

- 時間はいつでも午前9時30分～12時・午後1時～4時
- 車での来場はご遠慮ください。
- 昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。



確定申告は期間内にお忘れなく!

◆ 所得税の申告は2月18日(月)～3月17日(月)です

◆ サラリーマンの方の還付申告は受け付けています

確定申告をしなければならぬ方

サラリーマン(給与所得者)でも次のような方は、確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の年収が2千万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受け、年末調整を受けていない方
- ④ 日本国外で給与等の支給を受けているなどで、給与を受ける際に日本の所得税を源泉徴収されないことになっている方

税理士会の無料申告相談

申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームを住宅ローンなどで取得した
- ② 多額の医療費を支払った
- ③ 災害や盗難にあった
- ④ 年の途中で退職し、再就職していない

日曜日に申告書を受け付けます

四谷・新宿税務署では、2月24日(日)・3月2日(日)に所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成のアドバイスを行い、申告書も受け付けます。このほかの土・日曜日、祝日は執務を行いません。

申告書は郵送でも提出できます

申告書の控えが必要な方は「提出用」「控え用」ともボールペン書きの上、切手をはった返信用封筒を同封してください。

確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務がなくても、次のような場合は

インターネットでも申告書が作成できます

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、24時間いつでも利用できる「確定申告書等作成コーナー」があります。作成・印刷した申告書は、そのまま税務署に提出できます。さらに、電子申告システム(e-Tax)を利用すると、そのまま送信できます。

自宅のパソコンで申告・納税ができます

自宅・オフィス・税理士事務所から、インターネットで電子申告・納税(e-Tax)ができます。e-Taxを利用して19年分所得税の確定申告をすると、次のメリットがあります。

- ① ホームページから簡単に申告ができる
- ② 最高5千円の税額控除

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意を

無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務の代理をすることは法律で禁じられています。また、専門的な知識が欠けている等のため、依頼した方が不測の損害を受ける恐れもあります。税理士は「税理士証票」を携帯し、税理士バッジを着用しています。

【問合せ】東京税理士会 ☎(3356) 4461へ。

住民税の申告書を送ります

19年中に住民税の申告をした方には、2月8日(金)に20年度の申告書を送ります。申告が必要な方は、受付期間内に申告してください。申告書は郵送でも提出できます。収入が一定額以下の方でも、国民健康保険料・介護保険料等の資料になりますので、申告書の提出にご協力ください。

・日曜日を除く。火曜日は午後7時まで。初日や最終日は大変混雑します。ご理解ください。

● 土曜日に住民税の申告を受け付けます

【受付日時】2月16日(土)午前9時～午後5時。「20年度の申告」のみ受け付けます。

【受付窓口・問合せ】区税務課 税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273) 4107・4108へ。

住民税の住宅ローン控除制度

● 申告が必要です

19年から実施された税源移譲の影響で、所得税が減って住宅ローン控除額が所得税額より大きくなると、その分について翌年度の住民税(所得割)から控除できる調整措置(20年度～28年度)が設けられました。

● 申告が必要ですが

「住宅借入金等特別税額控除申告書」は区税務課、特別出張所、四谷・新宿税務署で配布しているほか、新宿区ホームページの税務課のページからも取り出せます。

● 申告が必要ですが

「住宅借入金等特別税額控除申告書」は区税務課、特別出張所、四谷・新宿税務署で配布しているほか、新宿区ホームページの税務課のページからも取り出せます。

● 申告が必要ですが

「住宅借入金等特別税額控除申告書」は区税務課、特別出張所、四谷・新宿税務署で配布しているほか、新宿区ホームページの税務課のページからも取り出せます。

● 19年中に所得が減った方

所得移譲により19年度住民税(18年中の所得)で税負担が増加した方は、19年所得税(19年中の所得)で負担を下げ、負担を調整しています。しかし、19年中の所得が大きく減って所得税がかからなくなった方は、所得税での調整ができません。このため、申告すると、すでに納めた19年度分の住民税額から、税源移譲で増額となった住民税相当額を還付する経過措置が設けられました。

● 19年中に所得が減った方

対象となる方の判定には、20年度住民税(19年中の所得)の情報が必要です。19年中に所得がなかった(少なかった)方も、「20年度特別区住民税・都民税申告書」を提出してください(確定申告をする方等は必要ありません)。

【経過措置を受けるための申告手続き】20年7月1日～31日に、19年1月1日に住んでいた区市町村への申告が必要です。詳しくは、申告時期に合わせて「広報しんじゅく」や新宿区ホームページ等でお知らせします。